

2024 年 3 月 11 日

賞罰規定の運用に関する内規

罰則は、いずれかを科すものとする。なお、原則として総会で決定するものとするが、3 及び 4 については、執行委員会で審議・決定し、総会で報告する。

1. 除名
2. 出場停止
3. 始末書の提出

- ・ 支払金の滞納
- ・ 表彰式の無断欠席
- ・ 本連盟が指示し、指定する登録期日の超過

(始末書が当該年度内に 3 枚たまった場合、執行委員会の審議・決定をもって本連盟の主催する翌公式戦を出場停止とする。始末書は、本連盟役員より提出の指示があった日から、1 週間以内に提出することとする。提出は郵送のみとし、1 週間以内の消印を有効とする。

4. 口頭による注意
 - ・ 本連盟の主催する事業の際の、ゴミの不始末・会場使用ルール・マナー違反
 - ・ ベンチでの応援ルール・マナー違反
5. その他

※ 2024 年 3 月 11 日総会にて承認。承認日をもって運用開始とする。

